

国に対する提案・要望事項目次

国税連携システムの見直しについて……………	17
学校施設環境改善交付金について……………	18
重症心身障害児（者）通所施設への支援継続及び拡充について……	19
鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）事業の 継続と予算確保について……………	20
環境に配慮した小中学校施設整備の予算拡充について……………	21
北陸新幹線の名称について……………	22
公共事業予算の確保について……………	23
「ジオパーク」及び「地質遺産の保全・活用」を対象とした取組へ の支援制度の創設について……………	24
介護保険要介護認定事務について……………	25
保育所の保育士配置基準の緩和について……………	26

災害救助法の弾力運用について……………	27
「信濃川水系河川整備計画」の策定及び千曲川河川改修事業の促進 について……………	28
地方自治法第260条の2に基づく地縁による団体の認可要件の拡大 について……………	29
合併特例債の発行期間の延長について……………	30
軽油引取税の課税免除制度延長について……………	31
戸籍及び住民基本台帳の広域的なデータのバックアップ体制の確立 について……………	32
国民健康保険事業に係わる、国の財政支援の拡充について……………	33
子宮頸がん等ワクチン接種の定期予防接種化及び財源の確保につい て……………	34
妊婦健診国庫補助の継続実施について……………	35
がん検診推進事業の国庫補助継続について……………	36

放射線測定基準の統一について……………	37
放射性物質を含む下水汚泥等の処分の取扱いについて……………	38
電気自動車の普及・利活用について……………	39
東日本大震災に伴う地方財政の具体的な財政措置の早期提示について……………	40
国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援の実行について……………	41
ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の延長について……………	42

国税連携システムの見直しについて

平成23年度市県民税は、今年の1月からスタートした国税連携により国税庁（(社)地方税電子化協議会経由）から送信された申告データを基に課税したが、申告データ受信日の遅れやデータ不明点の確認作業により課税スケジュールを大幅に見直さざるを得ない市が多数出たため、期限内申告のデータは、可能な限り早く送信を完了すること、また、同一申告者で複数あるデータについては、最新データを判別し易くすること。

学校施設環境改善交付金について

平成23年度の学校施設環境改善交付金については、震災により耐震に特化された配分がされており、既に耐震を完了している市町村の事業に配分がされていない。

子どもの安全確保の観点から、大規模改造（老朽）を一時中断し、耐震を最優先に取り組んできた市町村もあるため、全国一律に判断することなく、耐震を優先的に実施してきた市町村にも配慮して交付金を配分すること。

重症心身障害児（者）通所施設への支援継続及び 拡充について

最重度の知的障害と身体障害の双方を持つ重症心身障害児（者）の通所施設での受入れには、看護師等医療スタッフ確保や設備等でも特別な投資を必要とするため、事業を安定運営できることが望まれる。これまで国の予算措置により、長野県では重症心身障害児（者）通所施設を委託事業として実施してきたが、来年度からは制度見直しにより、障害者自立支援法及び児童福祉法の法定事業へ移行する予定である。

法定事業では通所施設の報酬単価は利用に応じた日額で算定されるが、重症心身障害児（者）は心身の不調による休みが多いことから、減収による経営の不安定化が懸念される。

重症心身障害児（者）を受け入れ可能な施設の設置数は、そのニーズに比べてかなり不足している状況であり、受け入れ先の確保と今後の設置促進が必要なことから支援制度の継続と拡充をすること。

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）事業の継続と予算確保について

国は、鳥獣被害防止総合対策事業により対策を進めており、平成23年度は緊急対策として100億余を予算化したものの、全国的に要望が多かったことから、要望を下回っての予算配分となった。

市町村の財政負担が増え、事業実施に支障を来たしており、また、貴重な高山植物の保護・保全という観点からも、緊急に予算措置を行うこと。

併せて、平成24年度以降の制度継続と十分な予算の確保を行うこと。

環境に配慮した小中学校施設整備の予算拡充について

学校施設への太陽光発電の導入は、子どもたちへの環境教育の教材としての活用はもとより、地域における環境教育の拠点となるものである。

これまで学校施設に太陽光発電装置を設置した場合には、文部科学省所管の「安全・安心な学校づくり交付金」の財源を活用し整備することができたが、平成23年度は太陽光発電関係に係る国の交付金配分は皆無と拝聞している。

平成23年度の予算措置は、東日本大震災の関係もあることは理解するものの、環境負荷の少ないエネルギーの普及促進は、国のエネルギー戦略であり、将来への投資であると考えます。

よって、環境に配慮した小中学校の施設整備を環境教育や、学校施設の省エネ化と併せて推進するため、太陽光発電などの環境負荷の少ないエネルギー施設を小中学校に設置するための予算拡充をすること。

北陸新幹線の名称について

北陸新幹線の名称については、法的には北陸新幹線とされているが、金沢延伸後に現在の長野新幹線の名称を変更した場合、首都圏から長野へ向かう人にとって、長野を通過していることがわかりづらいと予想される。さらに、オリンピック開催都市として国際的知名度のある「長野」の名称は、13年間以上長野新幹線として親しまれ、定着していることから、通称として引き続き「長野」を入れた名称の使用となるよう、国においても配慮すること。

公共事業予算の確保について

東日本大震災の復興対策が本格化する中で、被災地以外の地域に影響が出るのが懸念される。

災害に強い都市基盤をつくるために、道路・河川の整備、公共施設の耐震化など、地方のインフラ整備の需要は依然として高く、地域経済への波及効果も大きいことから、引き続きこれらの公共事業を推進すること。

「ジオパーク」及び「地質遺産の保全・活用」を 対象とした取組への支援制度の創設について

地球環境問題の改善や防災意識の啓発などと地域経済の発展を両立させ、持続可能で魅力的な地域社会の構築を目的とする「ジオパーク」は、現在、国が進める「緑の分権改革」や「観光立国」にも通じる新たな取り組みである。さらに、防災学習・活動を通じて、自然と共生した災害に強いまちづくりを進める上でも効果的である。

地域資源を保全・活用し地域が自立できる地域分権型社会を目指す上でも、世界全体の取り組みでもあるジオパーク及び地質遺産の保全、活用及び拠点施設整備に対して、国を挙げて支援する体制整備及び財政的支援の創設をすること。

介護保険要介護認定事務について

本年4月1日から、介護保険法施行規則が一部改正され、要介護状態区分の変更や更新の際の設定可能な認定有効期間の範囲が一部改正された（区分変更申請の場合の有効期間3～6ヶ月→3～12ヶ月に変更、要支援から要介護に変わった場合と要介護から要支援に変わった場合の有効期間3～6ヶ月→3～12ヶ月に変更）が、介護認定申請件数は増加の一途をたどり、認定事務は繁雑化している。

今後も事務件数の増加は明らかであり、市町村の事務負担を軽減するため、状態が落ち着いた状況の方の場合は、より一層の認定有効期間の延長を行うなど、更なる実効ある制度の見直しを行うこと。

保育所の保育士配置基準の緩和について

保育所における現行の配置基準は、昭和23年に施行され、今日を迎えている。

保育所では、一人ひとりの発達に合わせた保育、食育の推進や感染症への対応などの健康と安全のための体制整備、保護者への養育力向上の支援、小学校との連携など、保育所全体の質の向上が求められており、保育士一人ひとりの負担が増大している現状がある。

そのため、保育所を運営する各自治体においては、配置基準を独自に緩和し、保育士の負担軽減を図り、一人ひとりに寄り添った保育を実施している状況にある。

社会的責任を果たし、保育の充実が図られるよう、保育士配置基準の緩和のため、一般財源化された公立保育園の運営費及び私立保育園の運営費負担金を増額すること。

災害救助法の弾力運用について

今回の東日本大震災の被災地への支援として各自治体では様々な支援活動が行われている。災害救助法に定める支援の内容については、その都度弾力運用等がなされているところであるが放射能汚染の拡大等に伴い避難の様態も多様化していることから、より柔軟な取り扱いをすること。

「信濃川水系河川整備計画」の策定及び千曲川河川改修事業の促進について

千曲川は、過去において、破堤や内水氾濫で幾度も甚大な被害が発生している。水害に強く、安全で快適な生活環境を確保するためにも、「無堤防区域の築堤」、「未完成堤防（弱小堤防）の改修」、「狭窄部の開削による、せきあげ区間の解消」等の抜本的な整備計画を早期に策定する必要がある。

このような中、「信濃川水系河川整備計画」の策定は、着手後2年間中断していたが、10月から再開されることになった。

「信濃川水系河川整備計画」においては、策定のためのスケジュールを明示するとともに、千曲川の整備目標（短期、中期、長期）と河川改修事業内容を明確にするよう要望する。

地方自治法第260条の2に基づく地縁による団体の認可要件の拡大について

地方自治法第260条の2に定義される地縁による団体の認可要件では、住民が共有する不動産（土地・建物）は、法人格を有していなければ登記を行うことができず、現状は、共有名義あるいは任意団体代表者個人の名義となっていることが多い。

このため、住民が共有する不動産の保有については、平成3年に地方自治法が改正され、地縁による団体を設立することで法人格を与え、団体名義による不動産登記・所有を可能とした。

しかし、この法で意味する「地縁による団体」は、自治会や町内会といった地域内に住所を有する者の地縁を要件としているため、農業用施設や山林のように居住地から離れ、複数地域の住民が寄り集まり不動産の管理を行っている任意団体については、地縁団体として要件を満たさないため、認可を行えない現状にある。

よって、土地の地縁によって団体が形成され、十分に不動産の管理を行える能力がある団体であれば、住所の要件を拡大し、地域の実情にあわせて市町村の権限で認可が行えるよう法を改正すること。

合併特例債の発行期間の延長について

合併特例債は、合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置として創設され、合併後10年を限度として発行できるとなっている。

しかしながら、経済状況が低迷する中、国庫補助金の削減や合併当初に想定できなかった行政課題への対応により、計画事業が予定通り実施できない懸念がある。

よって、合併建設計画に基づく事業を円滑に実施するとともに、事業執行の平準化を図る観点から、合併後15年まで延長すること。

軽油引取税の課税免除制度延長について

これまで農業用機械や船舶、倉庫で使用するフォークリフト、重機、索道事業の圧雪機・降雪機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は申請すれば免税が認められていたが、平成21年度税制改正において道路特定財源制度が廃止されたことにより一般財源化され、従来の目的税から普通税に移行された。よって平成24年3月末で免税制度が廃止となる予定である。

免税軽油制度が廃止となれば、東日本大震災による景気の落ち込みに加えて、県内のスキー場や農業等厳しい経営を強いられている地域産業経済に大きな影響を及ぼすこととなるため、国は、免税軽油の制度を継続・延長すること。

戸籍及び住民基本台帳の広域的なデータのバックアップ体制の確立について

東日本大震災において、多くの市町村が戸籍及び住民基本台帳のデータを滅失したことにより、喫緊に必要な安否確認や死亡届等の受理、また国民健康保険等の住民福祉に係る行政事務に多大な影響が生じた。

これらの教訓を踏まえ、いわゆる想定外の事態に陥ることがないように国レベルにおいて、広域的なバックアップ体制を確立する必要がある。

住民の身分関係を公証する戸籍は、法令に基づき自庁舎と管轄法務局（支局）にデータ保管をしている。一方、住民の居住関係を公証する住民基本台帳は、自庁舎内においてデータ保管をしていることが一般的である。今回の東日本大震災のような大災害が発生した場合において、住民基本台帳はもとより、複数保管が義務付けられている戸籍であっても、同一地域内であることから滅失の事態が懸念される。

戸籍及び住民基本台帳は、市町村における各種行政事務の基礎となっていることから、国においては、万一の大災害にも耐えうる広域的なデータのバックアップ体制（県を越えた相互保管等）の確立及びその運用のための支援をすること。

国民健康保険事業に係わる、国の財政支援の拡充 について

昨年の「高齢者医療制度改革会議」がまとめた最終報告及び、現在進められている「社会保障改革に関する集中検討会議」での協議により、広域化の議論と併せ公費負担の増を含めた国保の抜本的な改革がなされるか注視しているが、混迷する政治情勢によりその実現の目処が立っていない状況にある。

こうした状況のもと、今般の東日本大震災等により、経済・雇用情勢は回復の兆しも見えないことから、国保事業の安定的持続的な運営は非常に厳しい状況となっている。国保事業は国保法の規定により特別会計による運営が義務づけられており、一般会計からの法定外繰入についても厳しい政策的判断が求められている。

このことから、現下の社会、経済状況を鑑みて、不況に伴う被保険者の課税基礎額の減少に伴う税収減に対して、国の財政支援増額を交付税措置等も含め行うこと。

子宮頸がん等ワクチン接種の定期予防接種化及び 財源の確保について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業は、平成24年3月末をもって終了とされているが、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会では、予防接種法上の定期接種に位置づける方向で検討すべきと提言している。重篤化しやすい疾病の予防効果を考え、また住民サービスの継続化や保障の問題を加味すると、ワクチンの効果等を勘案し、子宮頸がん・小児肺炎球菌・ヒブワクチン接種を定期予防接種化し、予防接種法における定期予防接種に位置づけること。

また、定期化により、接種済者と未接種者、接種済み回数の個人差等、管理・把握・整備作業が膨大となることから、時間的な配慮が必要である。定期化する場合は、接種体制の整備等のため、時間的余裕を持って行うと共に、国の責任において、必要な財源を確保し、その費用は、交付税措置ではなく、負担金により交付する制度とすること。

妊婦健診国庫補助の継続実施について

妊婦健診については、国の生活安全対策として、妊婦健診の公費負担の拡充（現行5回から14回）が盛り込まれ、平成20年度2次補正予算により決定された。

現在、これらの健診費用が、原則、無料化されていることから、妊婦が安心かつ安全な出産に必要な受診機会が確保できている状況である。

国庫補助がなくなることにより、経済的な負担を理由に必要な妊婦健診の機会が確保されなくなる恐れがあり、その結果、妊婦や胎児の健康に重大な影響を及ぼす可能性があるとともに、産婦人科医の負担が増大する恐れがある。

妊婦健診にかかる費用については、平成23年度末までの間、国庫補助、地方財政措置により2分の1ずつ支援するとされているが、平成24年度以降は、未定とされている。平成24年度以降も同様の国庫補助、地方財政措置を継続すること。

がん検診推進事業の国庫補助継続について

国のがん検診推進事業として、平成21年度より子宮頸がん検診、乳がん検診、平成23年度より大腸がん検診の無料クーポン検診が5歳刻みの節目年齢の者に対して実施されている。

無料クーポン検診は、子宮頸がん検診で20～40歳の5歳刻みの節目年齢、乳がん検診及び大腸がん検診で40～60歳の5歳刻みの節目年齢に実施していることから、開始年度から最低5年間の制度継続がなされないと、これらの検診を受診しようとする市民に対して不公平が生じることとなる。このことから各検診の開始年度から最低5年間の国庫補助による事業の継続をすること。

放射線測定基準の統一について

東日本大震災による福島第一原発の事故に伴い市民の不安を解消するため、放射線の測定について各市において放射線の対応が発生している。こうした状況の中で信頼性の高いデータを市民に提供するためには、放射線測定基準、測定機器の統一が必要であることから、国において早急に統一した基準を示すこと。

放射性物質を含む下水汚泥等の処分の取扱いについて

放射性物質を含む下水汚泥等の処分の取扱いについては、国の示した考え方によると、一定基準内（8,000Bq/kg未満）の下水汚泥等は埋立処分が出来るようになったが、全国的に埋立処分場が不足する状況において、各自治体が新たに処分場を確保することは困難であるとともに、仮に確保されても運搬・処分費用の増加が明らかであり、今後の下水道事業等の経営に大きな影響を与える。

よって、国においては、今回の原発事故の影響を受けた下水汚泥等の取扱いについて、再利用化に向けた基準や見通しを明らかにし、セメント業界等との調整を図るとともに、従来再利用化していた、セメント原料としての搬出を焼却灰から脱水汚泥に切り替えた場合の増加費用（運搬・処分）を国が負担すること。

電気自動車の普及・利活用について

電気自動車（EV）の普及については、全国各地で取り組みが進んでいるが、豊かな自然環境に恵まれた都市自治体において普及を推進することは、環境保全と観光振興、或いは、関連する産業の育成の面から日本全体の活性化につながるものと考えます。

よって、国においてもEVを含む次世代自動車において、日本の豊かな自然環境を活かす観光の視点と、環境面での地球温暖化対策の両面から、より一層の普及・利活用を推進すること。

また、今後、首都圏等でもEVの普及が予測されることから、本県と首都圏・中京圏等を結ぶルート上のEV充電インフラ整備について、国においてもNEXCO中日本・東日本への働きかけをすること。

東日本大震災に伴う地方財政の具体的な財政措置 の早期提示について

東日本大震災からの復旧・復興のために多額の財源が必要となるが、既に事業着手している建設事業等の国庫補助金が削減されている。

国においては、平成24年度から平成26年度の中期財政フレームの改訂を行い一定の方向を示したが、財源等具体的な内容が不透明の状況にある。

このため、地方自治体における安定した財政運営と事業の円滑な推進のためにも、地方財政に係る財政措置の早期提示と、配慮をすること。

国の循環型社会形成推進交付金による市町村の 財政支援の実行について

廃棄物の3Rの推進は循環型社会の形成に不可欠であり、国の当該交付金は、一般廃棄物処理施設、最終処分場、リサイクルセンター、浄化槽整備など環境負荷の低減にきわめて重要な国の支援制度であるが、新ごみ中間処理施設建設事業にかかる4月1日付の内示額は、本年度要望額（事業費の1/3を要望）の3分の1にとどまるものであった。

国の方針として、平成23年度以降の継続事業についても要望額の3分の2の内示にとどめられるなど、突然の削減による市町村負担の増加は、今後の事業推進に大きな影響を及ぼすものであることから、早急なる追加内示等の支援措置とこれまでの制度の確実な実行を求める。

ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出 事業の延長について

雇用創出の基金事業は、一部の事業を除き平成23年度末までが期限となっている。回復傾向にあった経済情勢は、東日本大震災の影響により、依然として厳しい雇用状況が続いている。

地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づき雇用の受け皿を創り出す、「ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業」の継続延長をすること。